

教第 49 号議案

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見決定について

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則を制定するに当たり、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づいて行われた意見聴取に対し、別紙のとおり意見を決定する。

令和 5 年 1 月 12 日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

教 第 号  
令和 年 月 日

神戸市長  
久元 喜造 様

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定  
についての意見

令和5年1月6日付け文ス第2117号により、神戸市教育委員会に意見聴取のあった神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、異議ありません。

(担当：教育委員会事務局総務課)

文 ス 第 2 1 1 7 号

令 和 5 年 1 月 6 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に  
関する意見聴取の件

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、神戸市生涯学習支  
援センターその他の施設条例施行規則（令和 2 年 3 月規則第 97 号）の一部を改正する規  
則を制定するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：文化スポーツ局スポーツ企画課）

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 号

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則（令和 2 年 3 月規則第 97 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 9 条関係）		別表（第 9 条関係）	
附属設備	使用料	附属設備	使用料
グランドピアノ	[略]	グランドピアノ	[略]
		オーバーヘッドプロジェクタ	1 台 1 回につき 300 円
		スライド映写機	1 台 1 回につき 300 円
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。